

# 愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金支給要綱

## (通則)

第1条 愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）は、誰もが仕事と子育ての両立を実現できる職場環境整備を促すため、男性の育児休業取得の促進を図る中小企業等に対して、予算の範囲内において奨励金を支給するものとし、その支給に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等

常時雇用する従業員数が300人以下の法人又は個人事業主をいう。

(2) 育児休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号及び中小企業等の就業規則に定めるところにより、その子を養育するための休業（出生時育児休業を含む）をいう。

## (対象事業主)

第3条 この要綱において、奨励金の支給対象は、中小企業等のうち、過去に奨励金を受給しておらず、かつ第6条に定める支給申請日時点において次の各号をすべて満たしている者（以下「対象事業主」という。）とする。

(1) 愛知県内に本社又は主たる事務所を有すること。

(2) 国や地方公共団体等の公共法人（法人税法別表1の「公共法人」）に該当するものでないこと。

(3) 愛知県の関係団体でないこと。

(4) 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人でないこと。

(5) 過去3年間に育児・介護休業法及びその他労働関係法令に係る重大な違反に問われていないこと。

(6) 愛知県税に未納の徴収金がないこと。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

- (8) 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (9) 雇用保険の適用事業所であること。
  - (10) 就業規則により育児休業制度を設けていること。
  - (11) 次に掲げる要件にすべて該当する男性従業員（以下「対象従業員」という。）を1人以上雇用していること。
    - ア 雇用保険の被保険者であること。
    - イ 養育する子が2歳になるまでの間に育児休業を取得していること。また、当該育児休業について、令和5年4月1日以降に休業を開始していること。
    - ウ 育児休業開始日の直前2か月以上雇用されており、県内の事業所に勤務していること。
    - エ 育児休業終了後、原則として原職に復帰し、2か月以上雇用されていること。
  - (12) 対象従業員に係る育児休業取得状況等について、愛知県のWebサイトへの掲載に協力するとともに、自社のWebサイト（Webサイトが無い場合は社内報や職場での掲示等）で公表すること。
- 2 前項に掲げる要件を満たす場合であっても、知事が適当でない判断した場合は奨励金の対象外とする。

（取得期間）

- 第4条 育児休業の取得期間は、所定労働日のほか、休日を含めて算定するものとする。
- 2 対象従業員が令和5年4月1日以降に同一の子に係る育児休業を分割して取得している場合はそれぞれの取得期間を通算できるものとする。
  - 3 対象従業員が育児休業期間中に一時的に就労を行っている場合は、当該就労日は取得期間には含めない。

（支給額）

第5条 奨励金は、対象従業員の育児休業取得期間に応じ、次表のとおり支給する。

取得期間（分割取得の場合は通算）	奨励金額
14日以上28日未満	50万円
28日以上	100万円

（支給申請）

第6条 奨励金の支給を受けようとする対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、対象従業員が育児休業から原職等に復帰後2か月経過した日（以下「起算日」という。）の翌日から3か月以内又は起算日の翌日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金支給申請書兼請求書（様式第1

ー1号、様式第1ー2号。以下「支給申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(支給決定)

第7条 知事は、支給申請書が提出されたときはその内容を審査し、次の各号のとおり支給決定又は不支給決定を行う。支給決定に当たり必要があると認めるときは、申請事業主及び対象従業員に対して、支給申請に関する事項について必要な調査を行うことができるものとする。

- (1) 審査の結果、支給申請書の内容が適当と認められるときは、速やかに支給決定を行い、愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金支給決定通知書(様式第2号)により当該申請事業主に通知する。この場合、第6条に基づく支給申請を申請事業主からの請求とみなす。
- (2) 審査の結果、支給申請書の内容が適当と認められないときは、速やかに不支給決定を行い、愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金不支給決定通知書(様式第3号)により当該申請事業主に通知する。

(実績報告)

第8条 規則第13条に定める実績報告は、第6条に定める支給申請をもって代えるものとする。

(支給)

第9条 知事は、第7条第1号の規定により支給決定の通知を行ったときは、第5条に規定する奨励金を支給する。

(申請の取下げ)

第10条 申請事業主は、支給申請を取り下げるときは、遅滞なく、愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金支給申請取下げ・受給辞退届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(所在地等の変更)

第11条 支給申請後、申請事業主が支給決定通知を受けるまでの間に名称、所在地、代表者等を変更したときは、遅滞なく、愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金申請事項変更届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第12条 知事は、第7条第1号の規定により支給決定の通知を受けた申請事業主(以下

「受給事業主」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金支給申請取下げ・受給辞退届(様式第4号)により受給の辞退を申し出たとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給決定を受けたとき。
  - (3) その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定は、奨励金の支給後においても適用する。
- 3 第1項の規定に基づく取消を行った場合は、知事は、愛知県中小企業男性育児休業取得奨励金支給決定取消通知書(様式第6号)により当該受給事業主に通知する。

(公表)

第13条 前条第1項第2号に該当する場合、知事は、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 受給事業主の名称、所在地、代表者の氏名
  - (2) 支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還の状況
  - (3) 受給事業主が行った不正の内容
- 2 前項に規定する公表は、県の記者発表及び愛知県のWebサイトへの掲載等により行う。

(奨励金の返還)

第14条 知事は、第12条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金が受給事業主に支払われているときは、期限を付して当該受給事業主にその返還を命じる。

(加算金及び遅延利息)

第15条 知事が第12条第1項第2号から第3号の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、前条の規定により奨励金の返還を命じたときは、受給事業主は、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 第1項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、受給事業主の納付した金額が返還を命ぜられた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた奨励金の額に充てられたものとする。
- 3 受給事業主は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

- 4 知事は、第1項及び第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。
- 5 第1項及び第3項の規定に定める加算金及び遅延利息の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(関係書類の整備)

第16条 受給事業主は、奨励金に係る提出書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

- 2 前項の書類、帳簿等は、奨励金の支給決定のあった日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておかなければならない。

(検査等)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、受給事業主及び対象従業員に対して、奨励金の支給に関する事項について報告を求め、又は検査を実施することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。

(支給申請に関する経過措置)

支給申請に係る起算日の翌日が奨励金の申請受付開始前である申請事業主に対する第6条の規定の適用については、「対象従業員が育児休業から原職等に復帰後2か月経過した日（以下「起算日」という。）の翌日から3か月以内」を「申請受付開始日から3か月以内」と読み替える。

愛知県知事殿

所在地  
名称  
代表者役職・氏名

## 愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金支給申請書兼請求書

下記により、愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金の支給を申請します。

## 記

1 奨励金支給 申請額 (申請額に○)	100万円 ・ 50万円		
2 業種 <sup>※1</sup>		3 常時雇用する従業員数	人
4 法人番号 (13桁)			
5 振込先	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協	
	店名		
	預金種別 (該当に○)	1 普通      2 当座      3 その他 (      )	
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義人 <sup>※2</sup>		
6 連絡先	所属・部署名		
	担当者氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		

(注意事項)

※1 業種は、総務省統計局の日本標準産業分類における主たる事業の産業分類(中分類)とする。

※2 口座名義人は、原則として申請者と同一とする。組織内の別の名義への振込を希望される場合は、代表者からの委任状を添付する。

愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金支給申請にかかる  
対象従業員情報

1 対象従業員の情報	(フリガナ) 氏名			
	(フリガナ) 子の氏名		子の出生日	年 月 日
	育児休業 取得期間	合計 日間 ※一時就労日を除いた日数を記載してください  【内訳】 日間 ( 年 月 日～ 年 月 日) 日間 ( 年 月 日～ 年 月 日) 日間 ( 年 月 日～ 年 月 日) 日間 ( 年 月 日～ 年 月 日)  【一時就労日】 ※一時的に就労を行った場合は、その日付を記載してください		
2 復帰日及び申請可能日	復帰日	年 月 日		
	申請可能日	年 月 日		
3 対象従業員の復帰状況	事業所の所在地・名称 (雇用保険適用事業所番号)	育児休業取得2か月前時点 ( )	育児休業復帰時点 ( )	
	部署・役職名	育児休業取得2か月前時点	育児休業復帰時点	
	職務内容	育児休業取得2か月前時点	育児休業復帰時点	
	雇用形態 (正社員、契約社員 パート・アルバイト その他(具体的に))	育児休業取得2か月前時点	育児休業復帰時点	
	3の各項目について、育休取得前後で変更がある場合は、その理由			
	本人確認欄 上記の記載内容について確認しました。			
年 月 日 (対象従業員氏名)		(自署)		

<添付書類>

1 共通

- (1) 誓約書（様式第1－2号）
- (2) 商業・法人登記簿謄本（法人の場合）又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合）
- (3) 会社案内や会社概要など事業活動が確認できる書類
- (4) 常時雇用する従業員の人数が確認できる書類
- (5) 対象従業員の子の出生の事実を確認できる書類
- (6) 対象従業員から提出された育児休業取得申出書及び当該申出に対して申請事業主が対象従業員に行った育児休業取扱通知書の写し
- (7) 対象従業員の出勤簿等の写し（育児休業取得日の直前2か月間、育児休業期間中及び復帰後2か月間）
- (8) 対象従業員の賃金台帳の写し（育児休業取得日の直前2か月間及び復帰後2か月間）
- (9) 対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- (10) 育児休業にかかる就業規則の写し
- (11) 育児休業取得状況等報告書及びこれを公表した自社Webサイト画面等の写し
- (12) その他知事が必要とする書類

2 育児休業取得中に一時的に就労を行っている場合は、上記に加えて次に掲げる書類を添付すること。

育児休業中の就労日が確認できる書類



様式第 1 - 2 号-

## 誓 約 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所在地

名称

代表者職・氏名

愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金（以下、「奨励金」という）の支給申請を行うにあたり、以下のことを誓約します。

愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金支給要綱及び募集要項を確認し、その内容を遵守する	はい ・ いいえ
国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人でない	はい ・ いいえ
過去 3 年間に育児・介護休業法及びその他労働関係法令にかかる重大な違反に問われていない	はい ・ いいえ
愛知県税に未納の徴収金がない 愛知県税の納付状況について愛知県職員が県の関係局に照会することに同意する	はい ・ いいえ
風俗営業等関係事業主でない	はい ・ いいえ
愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団員でない又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がない	はい ・ いいえ
対象従業員に係る育児休業取得状況等について、県の Web サイトへの掲載に協力する	はい ・ いいえ
奨励金の申請に関し提出する書類の内容は事実と相違がない	はい ・ いいえ
審査に必要な事項について愛知県職員が関係機関に照会することに同意する	はい ・ いいえ
第 7 条及び第 17 条の規定により、愛知県職員が奨励金の支給に関して必要な事項について調査及び検査を実施するとともに、求められた報告に応じることに同意する	はい ・ いいえ
第 13 条の規定に該当する場合は、愛知県が事業主の名称等を公表 <sup>※</sup> することを承諾する	はい ・ いいえ

(注意事項)

※「公表」は、次の各号に掲げる事項について県の記者発表及び愛知県の Web サイトへの掲載等により行う。

- (1) 受給事業主の名称、所在地、代表者の氏名
- (2) 支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還の状況
- (3) 受給事業主が行った不正の内容

様式第2号

第 号  
年 月 日

様

愛知県知事

愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金については、下記のとおり支給を決定したので通知します。

記

- 1 支給額  
金 円
- 2 支払方法  
支給申請書に記載の口座へ振込

様式第3号

第 号  
年 月 日

様

愛知県知事

愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金については、下記のとおり不支給を決定したので通知します。

記

不支給決定理由

様式第4号

年 月 日

愛知県知事殿

所在地

名称

代表者役職・氏名

愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金申請取下げ・受給辞退届

愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金について、下記のとおり  
たいので届け出ます。

支給申請を取り下げ  
受給を辞退し

記

申請取下げ又は受給辞退の理由

愛 知 県 知 事 殿

所在地

名 称

代表者役職・氏名

愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金申請事項変更届

年 月 日付けで提出しました愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金支給申請書に係る申請事項のうち、下記の事項を変更しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更事項  
【変更前】

【変更後】

2 添付書類

様式第6号

第 号  
年 月 日

様

愛知県知事

愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により支給決定を行った愛知県中小企業男性育児休業取得促進奨励金について、当該支給決定を取り消します。

記

支給決定取消理由